

## 令和元年 第4回定例会 10月10日

農林委員会に審査を付託されました議案三件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案の概要を申し上げます。

議第百号の令和元年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として、総額二十八億五千六百四十五万三千円の増額となっております。

その主な内容としまして、農政部関係では、本年六月以降に発生した豚コレラの防疫作業等に必要な経費として六億九千七百十八万三千円を計上するほか、野生イノシシの感染拡大に伴う調査捕獲エリアの拡大等に要する経費として四億二千八百三十六万七千円を増額するものなどであります。

林政部関係では、人家及び生活道路等の安全確保が必要な箇所について、土砂の流出等を防止する治山施設を整備するための経費として五億円が計上されております。

また、債務負担行為補正については、須郷池地区須郷ため池改築工事に係るものなど、追加が二件であります。

次に、条例その他の議案としましては、議第百二十二号 岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例についてなど二件であります。

採決の結果、議第百号のうち、歳出予算補正中農林委員会関係及び債務負担行為補正中農林委員会関係、並びに議第百二十二号の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと、議第百三十四号については、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、執行部から議案の説明を受け、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

家畜伝染病予防事業費に関し、野生イノシシ運搬時の衛生管理について質疑があり、執行部より、今後捕獲したイノシシの血液を介して豚コレラウイルスが拡散しないよう、運搬時にイノシシを入れる専用の容器を猟友会等に配付し、衛生管理を徹底するとの答弁がありました。

以上、農林委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

農林委員会関係の意見書二つについて、提案者を代表し、意見書発案の趣旨を説明いたします。

まず県議第十七号 スマート農業の推進に関する意見書について説明いたします。

担い手の高齢化や農業就業人口の減少が深刻化する中、誰もが取り組みやすい農業を実現するためには、ICTやAIといった先端技術の導入・活用が不可欠であります。

国では、今年度から二年間をかけて、全国各地でスマート農業の実証事業に取り組んでおります。無人トラクターや農薬散布ドローンによる米の低コスト生産や、水管理の自動化、アシストスーツによる作業負担の軽減効果を調べるなど、実用に向けた動きが本格化しております。実証データの集積に当たっては、多ければ多いほど精度が向上するため、継続して取り組むことが重要であります。

また、スマート農業技術を汎用性のある技術として、いかに広く浸透させていくかは重要な課題であります。加えて、スマート農業機械は、従来の農業機械より高価であることから、スマート農業の普及に向けた大きな障害となっております。複数の農家でスマート農業機械を共有するなど、低コストで導入できる手法をモデルとして推進することが重要であります。

よって、本意見書は、スマート農業の推進を図るため、現在行われている実証プロジェクトについて、二〇二〇年度以降も実証地域や品目を拡大するとともに、十分な予算を確保すること並びにスマート農業機械の導入や利用に係るコストを低減するための手法を検討し、普及することを国に求めるものであります。

次に、県議第十八号 豚コレラ対策の着実な実施を求める意見書について、発案趣旨を説明いたします。

昨年九月、国内では二十六年ぶりとなる豚コレラが岐阜市内の農場で発生して以降、本県では、これまでに二十四カ所で発生し、約七万頭の豚が殺処分されております。

さらに、これまでに養豚場での発生は本県を含め八府県、野生イノシシへの感染は九県に拡大し、養豚の主要産地を擁する関東地方でも発生するなど、もはや国家レベルの危機事案と捉えるべき事態となっております。

このような中、国においては、飼養豚へのワクチン接種の方針を示し、接種した豚の精肉や加工品の地域外流通を認める防疫指針の改正案をまとめられたことは、養豚農家や関連事業者の要望に応えるものであり、事態の終息に向けた重要な転換点だと言えます。

しかしながら、これまでに飼養頭数の約六割を失った本県においては、ワクチン接種の費用負担の問題や、接種豚への風評被害の防止、さらには発生農家の経営再開に向けた衛生管理の強化など、産地の再生に向けた課題が多く残されております。

よって、豚コレラ対策の着実な実施を図るため、豚へのワクチン接種は、国の責任において、国の費用負担のもとで実施すること、また養豚業界がみずから行うワクチン接種を認めるなど、効率的な接種を検討すること、取引価格の下落や風評被害の防止対策を講じるとともに、養豚農家や流通業者に損失が生じた場合には、国において対応すること、並びに発生農場の経営再開に向けた支援を充実させるとともに、衛生管理を強化するための施設整備等に対する支援を拡充することを国に求めるものであります。

どうか、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、意見書発案の趣旨説明といたします。